

木曾岬町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

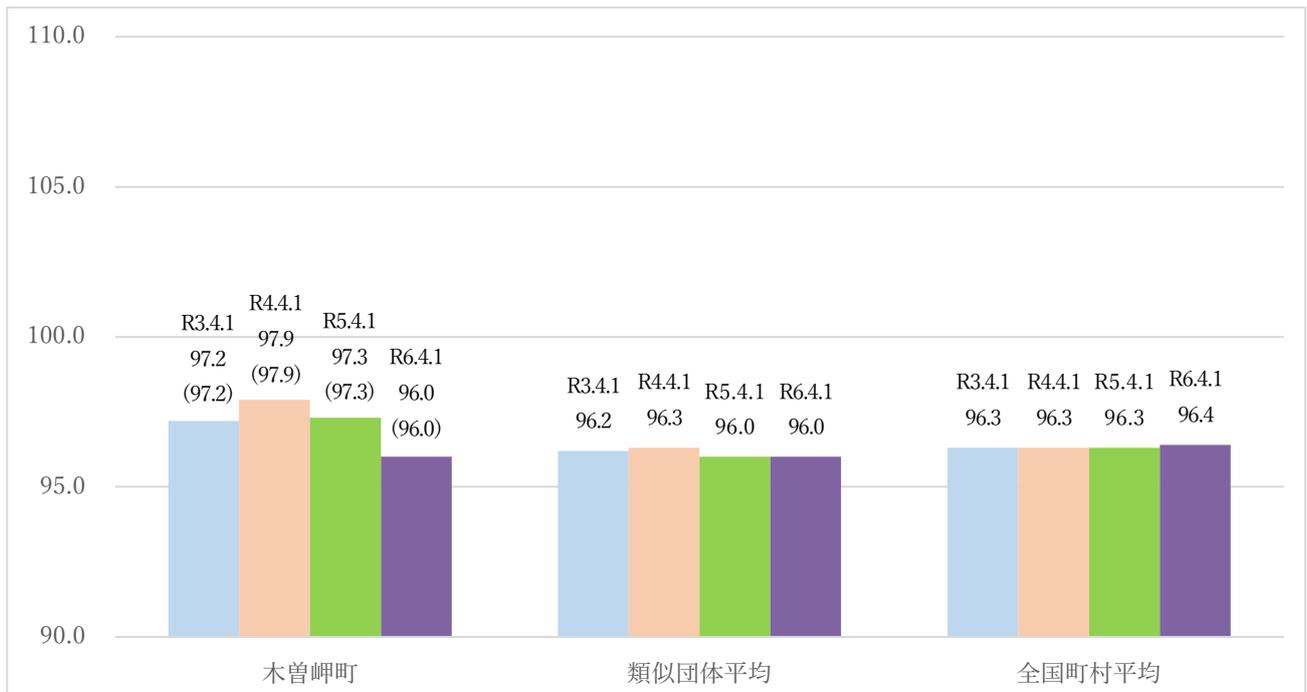
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	5,939	3,268,898	176,140	597,455	18.3	17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	59	210,792	32,104	85,606	328,502	5,568	5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手

当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出します。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げました。1級の全てと2級(12号給まで)は引下げなし、3級以上の高位号給は最大4%引下げました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施し、他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、木曾岬町においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
木曾岬町の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
木曾岬町	42.6歳	318,100円	365,837円	353,132円
三重県	43.5歳	331,132円	420,711円	369,704円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		木曾岬町	三重県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	205,300円	196,200円
	高校卒	166,600円	173,800円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

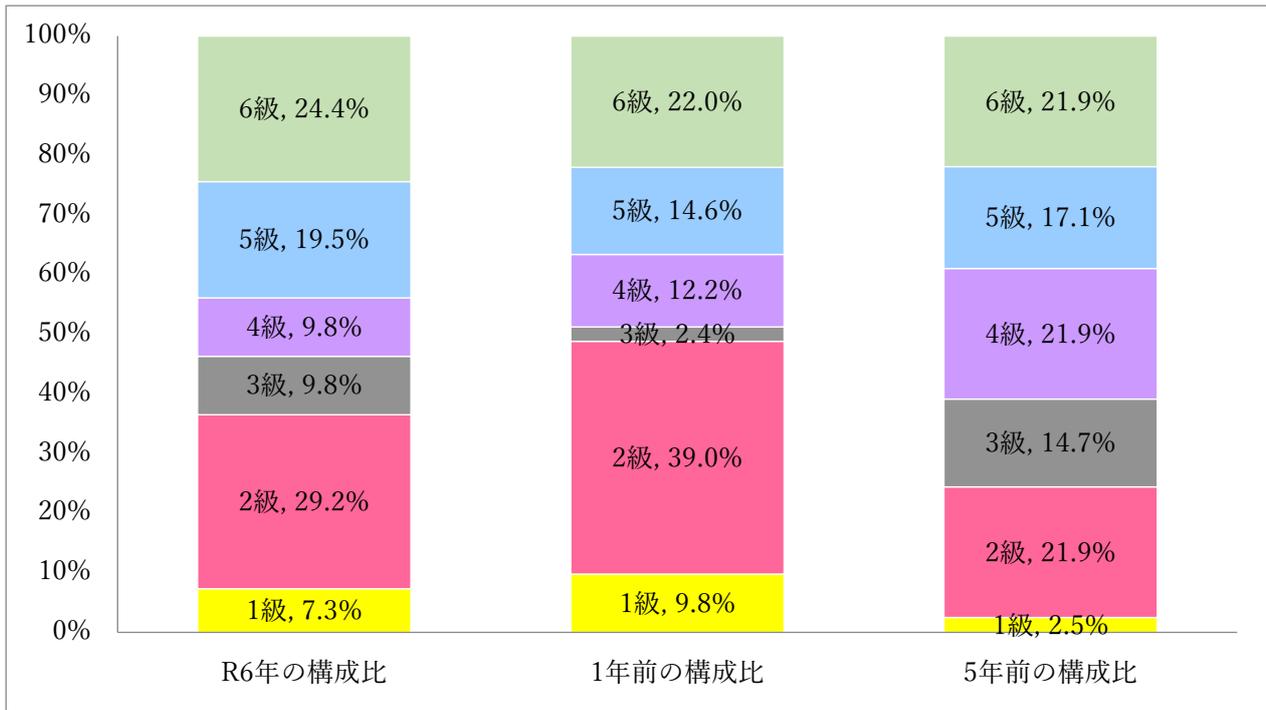
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,600円	—円	379,800円	400,980円
	高校卒	—円	—円	—円	371,550円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

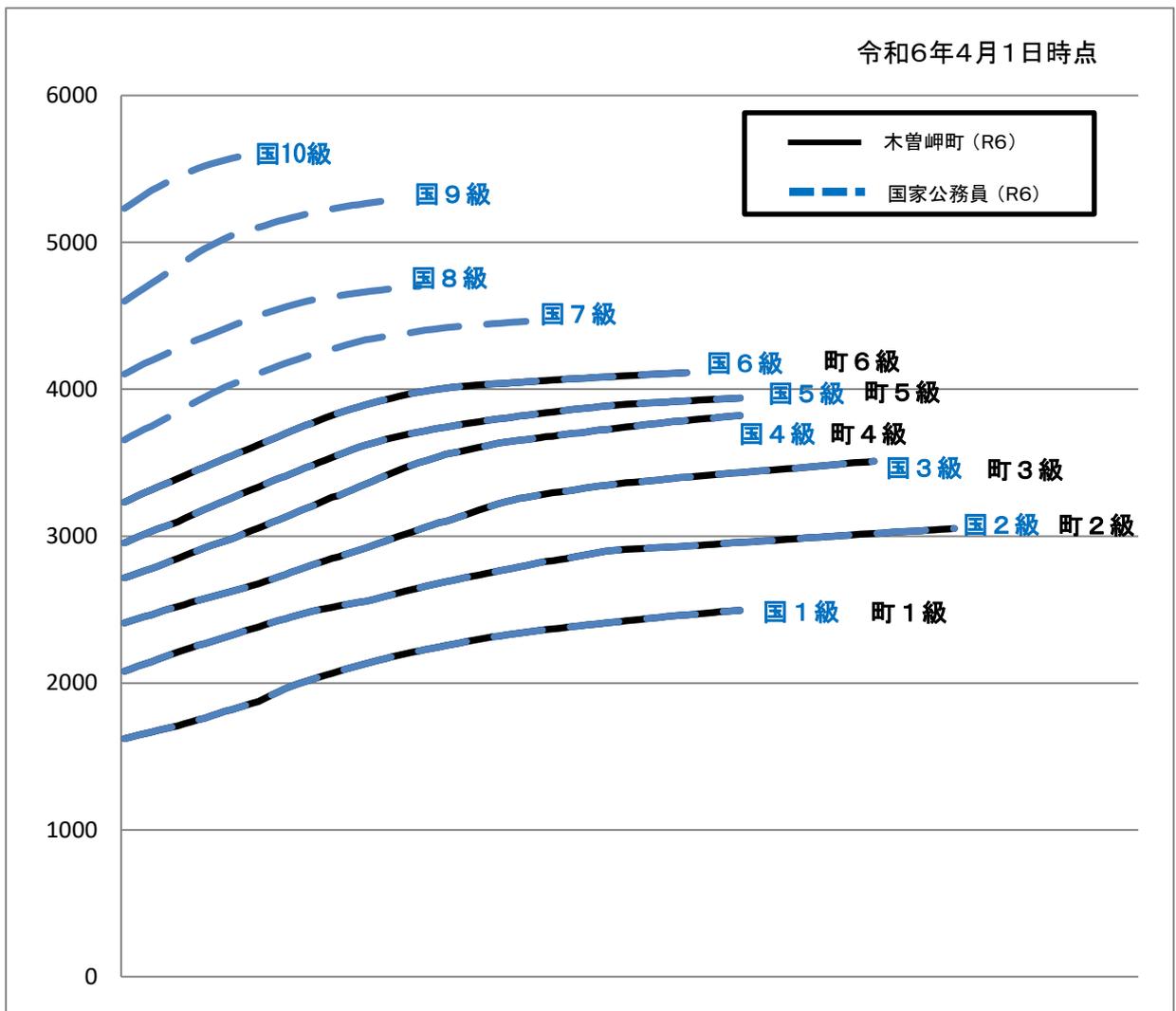
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職員の職務	3人	7.3%	162,100円	249,400円
2級	主事の職務	12人	29.2%	208,000円	305,200円
3級	主任の職務	4人	9.8%	240,900円	351,000円
4級	主幹、係長の職務	4人	9.8%	271,600円	382,000円
5級	調整監、課長補佐、副園長の職務	8人	19.5%	295,400円	394,000円
6級	会計管理者、課長、事務局長、課長副参事、園長の職務	10人	24.4%	323,100円	411,300円
7級	統括監、参事の職務	0人	0.0%	365,500円	446,200円

- (注) 1 木曾岬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ（一律）				○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木曾岬町	三重県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,487千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,713千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	
上位、標準の成績率				○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

木曾岬町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置：2%～45%加算）			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置：2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額		— 千円			

（注） 退職者が少数数であるので、1人当たり平均支給額の公表は差し控えます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			6,664千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			107,490円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
木曾岬町	3%	62人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		17千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		4,200円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		2%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税収入金滞納処分 手当	税務課職員	税収納、強制執行	千円	日額（3時間を超えたとき） 300円 差押 500円
税外収入金滞納処分 手当	税務課職員以外の収 入金事務従事職員	滞納整理、強制執行	千円	日額（3時間を超えたとき） 300円 差押 500円
用地交渉手当	用地交渉従事職員	用地交渉	千円	日額 300円
疾病公害作業手当	福祉健康課職員 住民課職員	感染症患者、家畜等 の防疫作業	千円	日額 300円
漂着死体処理手当	福祉健康課職員	漂着死体処理	千円	1件 800円
犬猫等死体処理手当	住民課職員 産業課職員	犬猫等死体処理	17千円	1件 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	8,730千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	165千円
支給実績（4年度決算）	8,552千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	158千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母 月額 6,500円 (被扶養者のうち16歳～22歳の者には5,000円加算)	同		7,344千円	262,300円
住居手当	家賃が16,000円を超える借家等の場合、月額28,000円を上限に支給	同		1,008千円	201,600円
通勤手当	通勤距離（片道）が2km以上の職員に支給 通勤距離に応じて月額2,000円～31,600円	同		2,924千円	65,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 28,000円～35,000円	同		3,912千円	355,700円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	670,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額 870,000円／ 523,000円	
	副 町 長	540,000円	700,000円／ 360,000円	
報 酬	議 長	285,000円	928,500円／ 200,000円	
	副 議 長	225,000円	316,000円／ 170,000円	
	議 員	210,000円	301,000円／ 150,000円	
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(5年度支給割合) 4.50月分		
	議 副 議 長 長 員	(5年度支給割合) 2.45月分		
退 職 手 当	町 副 町 長 長	(算定方式) 在職月数×41.6/100×報酬月額 在職月数×25/100×報酬月額	(1期の手当額) 13,378,560円 6,480,000円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

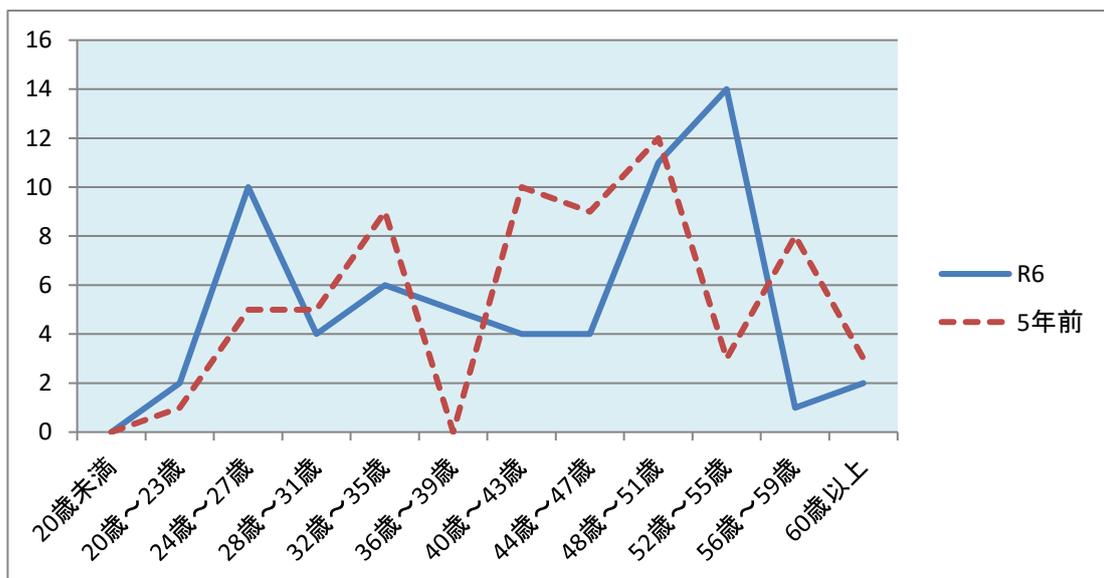
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	15	13	-2	
		税務	5	4	-1	
		農林水産	5	5	0	
土木		4	4	0		
民生		15	16	1		
衛生		7	7	0		
計		53	51	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 85.87人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 117.66人)	
教育部門		6	6	0		
小計		59	57	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.98人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 140.80人)	
公営企業会計等部門	水道	1	1	0		
	その他の	1	2	1		
小計		3	3	0		
小計		5	6	1		
合計		64 [102]	63 [102]	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 106.08人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	10人	4人	6人	5人	4人	4人	11人	14人	1人	2人	63人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	54	53	56	53	53	51	△3(5.5%)
教育	6	6	6	6	6	6	0(0%)
普通会計計	60	59	62	59	59	57	△3(5.0%)
公営企業等会計計	5	4	4	5	5	6	△1(20.0%)
総合計	65	63	66	64	64	63	△2(3.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 198,474	千円 △11,885	千円 4,438	% 2.2	% 3.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,119

(注) 職員数が、少数であるので給与費等の公表は差し控えます。

イ 特記事項
特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
木曾岬町	— 歳	— 円	— 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 職員数が、少数であるので公表は差し控えます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

木曾岬町（上水道）		木曾岬町（一般行政職）	
（5年度支給割合）		（5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～10%		・役職加算 5～10%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

木曾岬町（上水道）			木曾岬町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置：2%～45%加算）			（定年前早期退職特例措置：2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			— 千円		

（注）職員数が、少数であるので公表は差し控えます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
木曾岬町	3%	— 人	3%

（注）職員数が、少数であるので支給実績等の公表は差し控えます。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	— %
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	— 千円
支給実績（4年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	— 千円

（注）職員数が、少数であるので公表は差し控えます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	町職員の例による	同	—	— 千円	— 円
住居手当	〃	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	〃	同	—	— 千円	— 円
管理職手当	〃	同	—	— 千円	— 円

（注）職員数が、少数であるので公表は差し控えます。